# 都・特別区及び指定都市の特例について(地方税制)

平成 2 4 年 5 月 1 7 日 自 治 税 務 局

# 目 次

- 1. 都・特別区の特例について
  - 〇現行制度の概要
  - 〇都・特別区における地方税制度等の沿革
  - 〇特別区の存する区域の市町村税等の状況(平成22年度決算)
  - 〇特別区の存する区域及び指定都市の市町村税の状況(平成22年度決算)
  - 〇特別区別に見た固定資産税(都税)税収額(平成22年度決算)

- 2. 指定都市に係る制度について
  - 〇指定都市に係る制度の概要
  - 〇指定都市の税収等の状況 (平成22年度決算)
  - 〇指定都市所在都道府県の税収等の状況 (平成22年度決算)
  - 〇所在都道府県内の市町村税収等に占める指定都市の割合(平成22年度決算)

1. 都・特別区の特例について

# 現行制度の概要1(都・特別区の地方税の特例)

### 〇原則

道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。

### ○都の特例

都は、特別区の存する区域において、法人の市町村民税、固定資産税、特別土地保有税を課するものとし、法定外普通税、事業所税、都市計画税、法定外目的税を課することができる。

### ○特別区の特例

法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税の規定は準用しない。

	道府県	市町村
普通税	個人の道 所県民税 の道 所県民税 地方消費 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	個人の市町村民税 法人の市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税
	法定外普通税	法定外普通税
目的稅	狩猟税 水利地益税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 宅地開発税 国民健康保険税
	法定外目的税	法定外目的税

東京	#± BJ G7	
都の全域	特別区の存する区域	特別区
個人の道府県民税 法人の道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税	法人の市町村民税 固定資産税	個人の市町村民税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税
型が無だるこれ ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉱区税	特別土地保有税	<b>刈Δ /至 1</b> 7℃
法定外普通税	法定外普通税	法定外普通税
狩猟税 水利地益税 都市計画税		入湯税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外目的税	法定外目的税	法定外目的税

# 現行制度の概要2 (交付金)

# 税交付金

名称	利子割 交付金	配当割交付金	株式等譲渡 所得割交付金	地方消費税 交付金	ゴルフ場利用 税交付金	自動車取得税 交付金	軽油引取税 交付金
総額	0.99×3/5 利子割還付 額等を控除	0. 99 × 3/5	0.99×3/5	1/2	7/10	0.95×7/10 上記の他、指 定都市に対し 加算	0.9×指定都 市の区域内に ある一般国道 等※の面積に 占める割合
交付 団体	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	ゴルフ場 所在市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	指定都市
交付 基準	当該市町村の 個人道府県民 税額 全都道府県の 個人道府県民 税額合計	当該市町村の 個人道府県民 税額 全都道府県の 個人道府県民 税額合計	当該市町村の 個人道府県の 税額 各都道府県の 個人道府県民 税額合計	1/2人口 1/2従業 者数	各市町村に所 在するゴルフ 場に係るゴル フ場利用税額	1/2市町村道 の延長 1/2市町村道 の面積	指定都市の区 域内の一般国 道等の面積 / 都道府県の一 般国道等の面 積合計

<sup>※</sup> 一般国道等とは、一般国道・高速自動車国道・都道府県道(指定都市等がその管理について経費を負担しないもの等を除く。)をいう。以下同じ。

# 〇 国有資産等所在市町村交付金等

(国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金) 国有資産等が所在する市町村 (特別区の存する区域に所在するものについては、都) に交付

# 現行制度の概要3 (地方譲与税)

# 〇 地方譲与税

譲与税目	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量 譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別 譲与税
譲与総額	全額	1/2	1/3 (当分の間、 407/1,000)	2/13 (平成23~25年度 の間、2/9	全額	全額
譲与団体	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県 指定都市	市 町 村 (特別区含む)	空港関係市町村 (特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村(都は市とみなす)	都道府県
譲与基準 この他 補正等 あり	○都道府県・指定都市 (58/100) ※ 1/2-般国道等の延長 1/2-般国道等の面積 ○市町村(42/100) 1/2市町村道の延長 1/2市町村道の面積	1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積	1/2市町村道 の延長 1/2市町村道 の面積	○市町村(4/5) 1/3着陸料収入額 2/3騒音が著しい 地区内の世帯 数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準 により算定した額		

<sup>※</sup> 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定 都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少 ない額を控除して譲与する。

# 都・特別区における地方税制度等の沿革1

昭和18年7月東京都制施行	<u>○東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置</u> ・都の機能は、従来の府・市の機能を併せたもの ・区には、 <u>課税権なし</u>
昭和21年9月 旧地方税法改正	・ <u>区は、東京都条例の定めるところにより、その区域内において、東京都が課することができる税の</u> 全部又は一部を区税として課することができる。
	<ul> <li>&lt;昭和22年6月施行の都条例による都税・区税の体系&gt;</li> <li>○都税</li> <li>①都の全域で課すもの</li> <li>都民税、地租、家屋税、営業税、鉱区税、船舶税、自動車税、軌道税、電話加入権税、電柱税、不動産取得税、狩猟者税、芸妓税、遊興税、ダンサー税、接客婦税(法定外税)、木材引取税(法定外税)、都市計画税(独立税割)</li> <li>②区の存する区域で課すもの広告税、都市計画税(広告税割)、水利地益税</li> <li>○区税(都条例)</li> <li>地租附加税、家屋税附加税、特別区民税、舟税、自転車税、荷車税、金庫税、犬税(法定外税)</li> </ul>

# 都・特別区における地方税制度等の沿革2

昭和25年7月 地方税法施行	・ <u>都は、特別区の区域において市町村普通税を課す。また、市町村目的税を課すことができる。</u> ・ <u>特別区は、都の条例で定めるところにより、都が課することとされた税の全部又は一部を課することができる。</u> ・ 特別区の法定外普通税の新設・変更については、都の同意を得なければならない。(さらに、他の市町村と同じく地方財政委員会の許可を得なければならない。)  <昭和25年8月施行の都条例による都税・特別区税の体系> 〇都税 ①都の全域で課すもの 事業税、特別所得税、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業権税、狩猟者税 ②特別区の存する区域で課すもの ※ 固定資産税、電気ガス税、広告税、商品切手発行税(法定外税) 〇特別区税(都条例)※ 特別区民税、自転車税、荷車税、木材取引税、接客人税、犬税(法定外税)
昭和26年3月 地方税法改正	・住民税に法人税割を導入。 (都条例により、特別区の存する区域については、都が <u>法人の市町村民税</u> を課することとさた。)
昭和29年5月 地方税法改正	・道府県民税の創設。 (都条例により、特別区の存する区域については、特別区が個人の道府県民税、市町村民税を課する こととされた。法人の道府県民税、市町村民税は都が課税。)
昭和31年4月 地方税法改正	・都市計画税の創設。 (都条例により、特別区の存する区域については、都が <u>都市計画税</u> を課することとされた。)

※ その他、地方税法施行に伴い廃止された、と畜税(都税)、使用人税(特別区税)の経過措置分があった。

# 都・特別区における地方税制度等の沿革3

昭和39年7月	・都の福祉事務所等を特別区へ移管
地方自治法改正	〈地方税法の改正内容〉 ・原則、特別区は市町村税を課す。 ・都は、特別区の存する区域において法人の市町村民税、固定資産税を課す。また、入湯税、都市計 画税を課すことができる。 ・特別区たばこ消費税の賦課徴収は都が行い、特別区に払い込む。
昭和48年4月 地方税法改正	・特別土地保有税の創設 ・都は特別区の存する区域において <u>特別土地保有税</u> を課するものとされた。
昭和50年3月 地方税法改正	・事業所税の創設 ・都は特別区の存する区域において <u>事業所税</u> を課することができるとされた。
平成10年5月 地方自治法改正	〇 <u>特別区は、基礎的な地方公共団体</u> として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理
	〈地方税法等の改正内容〉 <ul> <li>・ゴルフ場利用税交付金の交付対象に特別区を追加</li> <li>・特別区が課税できる目的税に入湯税を追加</li> <li>・特別区法定外普通税の新設・変更の際の都の同意を廃止</li> <li>・特別区たばこ税の都による賦課徴収を廃止</li> <li>・航空機燃料譲与税の譲与対象市町村に特別区を追加</li> </ul>

# 特別区の存する区域の市町村税等の状況 (平成22年度決算)

〇 特別区の存する区域では、市町村税等の63.8%を都が、36.2%を特別区が収受している。

			都	特別区
		個人の市町村民税(特別区民税)		830, 356
		法人の市町村民税(都民税)	485, 484	
	普	固定資産税	1, 103, 153	
	-	軽自動車税		2, 726
	通	市町村たばこ税(特別区たばこ税)		71, 244
		鉱産税		0
市	税	特別土地保有税	6	
_		法定外普通税	_	403
町		普通税計	1, 588, 643	904, 729
村		入湯税		189
113		事業所税	94, 354	
税	目	都市計画税	213, 650	
	的	水利地益税		_
	נים	共同施設税		_
	税	宅地開発税		_
	176	法定外目的税	_	_
		目的税計	308, 004	189
	市		1, 896, 647	904, 918

- ※1 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額である。
- ※2 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。
- ※3 特別区財政調整交付金とは、都と特別区の事務配分に応じた財源の均衡化 を図るため、都が法定の都税(法人の市町村民税・固定資産税・特別土地保 有税)の条例で定める一定の割合(55%)を、特別区に対して交付するこ とにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を行うものである。

なお、計数は実際に交付された決算額を用いている。

		(単位	2: 百万円)
		都	特別区
	利子割交付金		13, 036
711	配当割交付金		4, 918
税文付	株式等譲渡所得割交付金		1, 515
人	地方消費税交付金		131, 978
金	ゴルフ場利用税交付金		40
	自動車取得税交付金		9, 026
	税交付金計		160, 512
地	地方揮発油譲与税		4, 472
方	特別とん譲与税	364	

地	地万捙発沺議与柷		4, 4/2
方	特別とん譲与税	364	
譲	自動車重量譲与税		10, 722
与	航空機燃料譲与税		809
税	地方譲与税計	364	16, 002

_			
<u> </u>	国有資産等所在市町村交付金	9, 434	
交付	国有提供施設等所在市町村助成交付金	21	
付  金	施設等所在市町村調整交付金	2	
317	交付金計	9, 458	

総計	1, 906, 469	1, 081, 432
	63.8%	36. 2%
特別区調整交付金を考慮した場合	1, 038, 912	1, 948, 989
	34 8%	65 2%

# 特別区の存する区域及び指定都市の市町村税の状況(平成22年度決算)

○ 特別区の存する区域と指定都市の市町村税の状況を見ると、特別区の存する区域や大阪市は、 法人の市町村民税の割合が高い傾向がある。

(単位:百万円)

左記 21地域

31.7%

13.0% 40.6%

3.6%

88.8% 3.1%

8.0%

0.0% 11.2%

100.0% 100.0%

全国 33.5%

9.6%

44.2%

4.8% 92.1%

> 1.6% 6.2%

0.1%

7.9%

			都(特別区の存 +特別[		札幌市	ħ	仙台下	Ħ.	さいたる	ま市	千葉ī	t t	横浜ī	ħ	川崎市	ħ
	並	個人の市町村民税 (特別区民税)	830,356	29.5%	91,271	33.2%	56,372	32.7%	84,883	39.2%	62,953	37.1%	284,535	40.6%	110,265	39.1%
		法人の市町村民税 (都民税)	485,484	17.3%	26,112	9.5%	20,475	11.9%	22,947	10.6%	16,396	9.7%	51,519	7.4%	17,022	6.0%
市	通	固定資産税	1,112,587	39.6%	110,671	40.2%	69,018	40.0%	79,550	36.7%	66,034	39.0%	269,479	38.5%	114,306	40.5%
_	粒	その他	74,379	2.6%	15,082	5.5%	7,924	4.6%	7,691	3.6%	6,908	4.1%	22,214	3.2%	8,802	3.1%
町	化	普通税計	2,502,806	89.0%	243,136	88.4%	153,790	89.1%	195,070	90.1%	152,291	89.8%	627,747	89.6%	250,396	88.8%
村		事業所税	94,354	3.4%	7,754	2.8%	4,709	2.7%	4,254	2.0%	4,598	2.7%	16,564	2.4%	7,963	2.8%
	目的	都市計画税	213,650	7.6%	23,792	8.6%	13,832	8.0%	17,226	8.0%	12,626	7.4%	56,280	8.0%	23,632	8.4%
税	税	その他	189	0.0%	395	0.1%	194	0.1%	1	0.0%	0	0.0%	84	0.0%	1	0.0%
	.,,	目的税計	308,193	11.0%	31,941	11.6%	18,735	10.9%	21,480	9.9%	17,224	10.2%	72,928	10.4%	31,595	11.2%
	市田	町村税計	2,810,999	100.0%	275,077	100.0%	172,525	100.0%	216,551	100.0%	169,515	100.0%	700,675	100.0%	281,991	100.0%
_				ı				ı				ı		ı		1
		扣描百	市	<b>新</b> ,但 =	F	<b></b>	ŧ.	汇松。	<b>+</b>	夕士层	市	<b>古</b>	<del>+</del>	<b>★</b> RE =	F	

			相模原	市	新潟市	ħ	静岡市	ħ	浜松ī	ħ	名古屋	市	京都市	Ħ	大阪市	ħ
	普	個人の市町村民税 (特別区民税)	42,273	39.5%	38,274	32.5%	40,705	32.6%	44,003	35.6%	143,543	30.1%	77,711	31.7%	130,657	20.9%
	Н	法人の市町村民税 (都民税)	5,538	5.2%	11,038	9.4%	10,901	8.7%	10,116	8.2%	59,429	12.5%	26,354	10.7%	108,060	17.3%
市	通	固定資産税	43,298	40.5%	50,101	42.6%	53,985	43.2%	53,290	43.1%	198,645	41.7%	101,639	41.4%	279,157	44.6%
_	税	その他	4,478	4.2%	6,278	5.3%	5,101	4.1%	5,775	4.7%	17,297	3.6%	9,988	4.1%	26,075	4.2%
町	化	普通税計	95,587	89.4%	105,692	89.8%	110,691	88.5%	113,184	91.5%	418,914	88.0%	215,692	88.0%	543,949	86.9%
村	目	事業所税	2,580	2.4%	4,315	3.7%	3,567	2.9%	3,763	3.0%	15,454	3.2%	6,831	2.8%	24,979	4.0%
' '	目的	都市計画税	8,745	8.2%	7,636	6.5%	10,723	8.6%	6,700	5.4%	41,852	8.8%	22,711	9.3%	57,089	9.1%
税	的税	その他	0	0.0%	22	0.0%	27	0.0%	114	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	1,70	目的税計	11,326	10.6%	11,973	10.2%	14,317	11.5%	10,578	8.5%	57,306	12.0%	29,542	12.0%	82,069	13.1%
	市	町村税計	106,913	100.0%	117,664	100.0%	125,008	100.0%	123,762	100.0%	476,220	100.0%	245,235	100.0%	626,018	100.0%

			堺市	Ī	神戸市	<del>t</del>	岡山市	π̄ π̄	広島ī	ħ	北九州	市	福岡市	ħ	熊本市	ħ
	並	個人の市町村民税 (特別区民税)	41,654	31.7%	88,748	33.2%	35,601	32.7%	66,770	33.2%	44,312	28.1%	80,474	30.3%	32,869	35.4%
		法人の市町村民税 (都民税)	9,853	7.5%	24,761	9.3%	11,442	10.5%	22,777	11.3%	12,130	7.7%	35,062	13.2%	8,573	9.2%
市	通	固定資産税	59,347	45.1%	112,599	42.2%	45,153	41.5%	80,981	40.3%	72,600	46.1%	108,874	41.0%	38,728	41.8%
_		その他	6,171	4.7%	10,004	3.7%	5,635	5.2%	8,007	4.0%	8,031	5.1%	11,377	4.3%	5,588	6.0%
町	饥	普通税計	117,026	88.9%	236,113	88.4%	97,831	89.9%	178,535	88.8%	137,073	87.0%	235,787	88.8%	85,758	92.5%
村		事業所税	3,967	3.0%	8,429	3.2%	3,276	3.0%	6,186	3.1%	6,995	4.4%	6,986	2.6%	1,928	2.1%
		都市計画税	10,597	8.1%	22,399	8.4%	7,651	7.0%	16,367	8.1%	12,330	7.8%	22,600	8.5%	5,042	5.4%
税	税	その他	0	0.0%	193	0.1%	20	0.0%	54	0.0%	1,190	0.8%	21	0.0%	22	0.0%
		目的税計	14,564	11.1%	31,022	11.6%	10,946	10.1%	22,607	11.2%	20,515	13.0%	29,607	11.2%	6,991	7.5%
	市田	<b>丁村税計</b>	131,589	100.0%	267,135	100.0%	108,777	100.0%	201,142	100.0%	157,588	100.0%	265,394	100.0%	92,749	100.0%

※1 「都	(特別区の存する区域)	+特別区」の計数は、	特別区の存する区域において、	、東京都と特別区が徴収しフ	た市町村税相当額である。
-------	-------------	------------	----------------	---------------	--------------

<sup>※2</sup> 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。

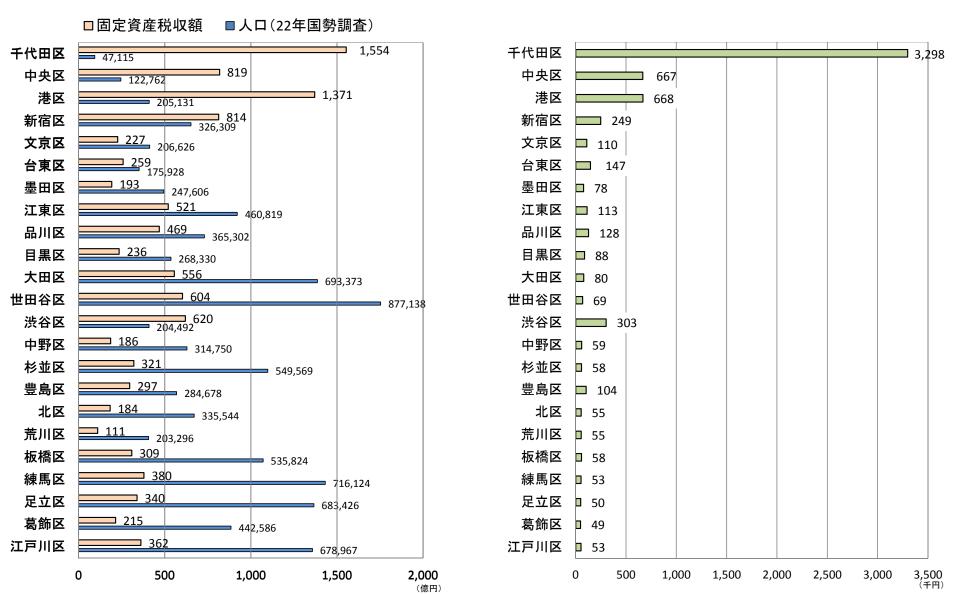
<sup>※3</sup> 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。

# 特別区別に見た固定資産税(都税)税収額(平成22年度決算)

平成24年3月16日 第30次地方制度調査会 第8回専門小委員会 東京都提出資料より作成

### <税収入額>

### <1人当たり税収額>



# 2. 指定都市に係る制度について

# 指定都市に係る制度の概要

### 〇事業所税

指定都市等は、目的税として、事業所税を課するものとされている。

### 〇旧道路特定財源

・自動車取得税交付金 市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付。

・軽油引取税交付金 指定都市のみに、区域内の一般国道等を対象に交付。

・地方揮発油譲与税 市町村道分に加え、都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。

・石油ガス譲与税 都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。

名称	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税
総額	自動車取得税収入額×0.95×7/10 上記の他、指定都市に対し加算	軽油引取税収入額×0.9 ×指定都市の区域内にある一般 国道等の面積に占める割合	地方揮発油税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1 / 2
交付団体 ・ 譲与団体	市町村 (特別区含む)	指定都市	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県 指定都市
	1 / 2 市町村道の延長 1 / 2 市町村道の面積	指定都市の区域内の 一般国道等の面積	○都道府県・指定都市 (58/100) ※	1 / 2 一般国道等の延長 1 / 2 一般国道等の面積
交付基準	<指定都市への加算> 自動車取得税収入額×0.95×3/10	都道府県区の域内の の一般国道等の面積合計	1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積	
譲与基準	指定都市の区域内の 一般国道等の延長・面積 ×		〇市町村(42/100)	
	都道府県の区域内の 一般国道等の延長・面積合計		1/2市町村道の延長  1/2市町村道の面積	

<sup>※</sup> 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定 都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額を控除して譲与する。

## <参考>事業所税の概要

### ア意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、 都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して 課する目的税である。

### イ 課税団体 77団体(平成24年4月1日現在)

- ① 東京都(特別区の存する区域に限る。)
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市(20市)
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定 する既成都市区域を有する市(8市)
- ④ ②及び③以外の市で、人口30万人以上の市で政令で指定するもの(48市) (事業所税創設時(昭和50年)は人口50万人以上の市。昭和51年改正で人口30万人に引下げ。)

### ウ納税義務者等

納税義務者 課税標準 税率 免税点

- · 資産割 事業者 事業所床面積 600円/m 1,000m以下
- ・従業者割 事業者 従業者給与総額 100分の0.25 100人以下

### 工 税 収(平成22年度決算額)

資産割 2,384億円(72.4%)、従業者割 911億円(27.6%)、合計 3,295億円 ※平成22年度に収入済額があった76団体を集計したもので、高崎市(平成23年7月1日から課税)は含まれない。

### 才 使 途

次に掲げる事業に要する費用

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (イ) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (ウ) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (エ) 河川その他の水路の整備事業
- (オ) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (力) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (キ) 公害防止に関する事業
- (ク) 防災に関する事業
- (ケ) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

# 指定都市の税収等の状況 (平成22年度決算)

(単位:	百万	円)

	_						(単位:日刀口)
都道府県	団体名	歳入					
即坦州乐	凹冲石	成人	うち一般財源	うち市町村税	うち個人住民税 (特別区民税)	うち法人住民税 (都民税)	うち固定資産税
北海道	札幌市	843,071	467,144	275,077	91,271	26,112	110,671
宮城県	仙台市	410,827	247,114	172,525	56,372	20,475	69,018
埼玉県	さいたま市	438,285	271,413	216,551	84,883	22,947	79,550
千葉県	千葉市	371,566	217,156	169,515	62,953	16,396	66,034
	横浜市	1,399,135	854,973	700,675	284,535	51,519	269,479
神奈川県	川崎市	607,607	327,337	281,991	110,265	17,022	114,306
仲宗川宗	相模原市	235,975	136,583	106,913	42,273	5,538	43,298
	3市計	2,242,718	1,318,893	1,089,578	437,073	74,079	427,083
新潟県	新潟市	354,109	204,513	117,664	38,274	11,038	50,101
	静岡市	277,309	179,017	125,008	40,705	10,901	53,985
静岡県	浜松市	286,068	182,389	123,762	44,003	10,116	53,290
	2市計	563,378	361,406	248,770	84,708	21,017	107,275
愛知県	名古屋市	1,034,736	583,203	476,220	143,543	59,429	198,645
京都府	京都市	781,733	379,500	245,235	77,711	26,354	101,639
	大阪市	1,642,643	832,217	626,018	130,657	108,060	279,157
大阪府	堺市	326,925	192,801	131,589	41,654	9,853	59,347
	2市計	1,969,568	1,025,018	757,607	172,311	117,914	338,504
兵庫県	神戸市	794,584	421,819	267,135	88,748	24,761	112,599
岡山県	岡山市	261,039	177,502	108,777	35,601	11,442	45,153
広島県	広島市	589,240	298,419	201,142	66,770	22,777	80,981
	北九州市	537,939	268,688	157,588	44,312	12,130	72,600
福岡県	福岡市	769,396	375,563	265,394	80,474	35,062	108,874
	2市計	1,307,334	644,251	422,982	124,786	47,193	181,473
熊本県	熊本市	269,911	156,735	92,749	32,869	8,573	38,728
東京都	都(特別区の存す る区域)+特別区	_		2,810,999	830,356	485,484	1,112,587

(単位:人)	(単位:km2)
人口	面積
1,897,333	1,121
1,011,592	784
1,216,892	217
936,809	272
3,627,000	437
1,381,706	143
699,756	329
5,708,462	909
803,072	726
715,637	1,412
792,173	1,511
1,507,810	2,923
2,180,800	326
1,382,685	828
2,537,920	222
837,977	150
3,375,897	372
1,511,855	552
689,538	790
1,161,647	905
976,711	488
1,409,297	341
2,386,008	829
724,773	390
8,558,242	617

(単位:円)
人口1人 当たり 税収額
144,981
170,548
177,954
180,950
193,183
204,089
152,786
190,871
146,518
174,681
156,231
164,988
218,370
177,361
246,666
157,032
224,416
176,693
157,754
173,152
161,346
188,317
177,276
127,970
328,455

<sup>※1 「</sup>一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。

<sup>※2</sup> 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。

<sup>※3</sup> 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。

<sup>※4「</sup>都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額である。

<sup>※5</sup> 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

<sup>※6</sup> 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

### 指定都市所在都道府県の税収等の状況 (平成22年度決算)

			(単位:百万円)		(単位:人)	(単位:km2)
						<del></del> 1±
うち都道府県税	うち個人住民税	うち法人2税	うち地方消費税	,	人口	面積
プラ配連州水池	グラ個八世代元	プラムバンが	(清算後)			
544,485	155,938	83,193	115,961		5,498,916	83,457
237,822	68,577	47,844	48,262	,	2,318,956	7,286
700,317	282,867	110,506	119,730		7,140,929	3,797
637,723	259,489	99,577	113,085		6,161,921	5,157
999,548	439,275	180,925	167,244		8,906,590	2,416
232,917	66,096	43,520	47,928		2,378,853	12,584
431,959	138,213	89,266	79,479		3,760,801	7,780
926,685	315,063	207,368	163,040		7,249,626	5,165
264,845	92,732	57,427	54,046		2,547,225	4,613
985,968	316,807	262,883	195,401		8,681,623	1,898
573,906	212,647	108,006	105,733		5,580,139	8,396
192,772	59,604	37,421	37,416		1,934,057	7,113
300,081	99,720	64,696	57,415		2,852,728	8,479
492,230	157,123	93,871	102,776		5,043,494	4,977
151,719	44,616	23,784	35,194		1,828,471	7,406
2,284,051	795,856	760,549	392,684		12,662,461	2,188

(辛四.1.1/
人口1人 当たり 税収額
99,017
102,556
98,071
103,494
112,226
97,911
114,858
127,825
103,974
113,570
102,848
99,672
105,191
97,597
82,976

180.380

(単位:円)

※1「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。

- ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額(地方消費税清算後)である。
- ※3 「東京都」の計数には、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を含まない。
- ※4 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

都道府県

北海道

宮城県

埼玉県

千葉県

神奈川県

新潟県

静岡県

愛知県

京都府

大阪府

兵庫県

岡山県

広島県

福岡県

熊本県

東京都

歳入

2,570,659

856.381

1.659.517

1,611,004

1.879.312

1.103.793

1.141.769

2.166.393

3,681,931

2.235.045

728,511

961.534

1.610.614

835.842

893.582

うち一般財源

1,547,357

1.214.001

1,078,847

1.474.488

655.232

802.646

556.800

1.726.714

1,157,106

462.141

641,440

1,007,239

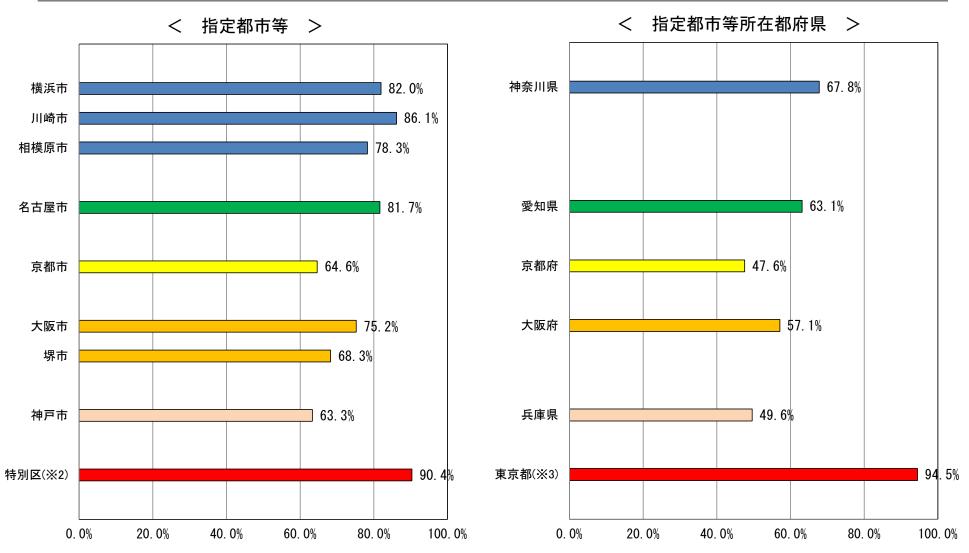
468.031

1.467.805

533.514

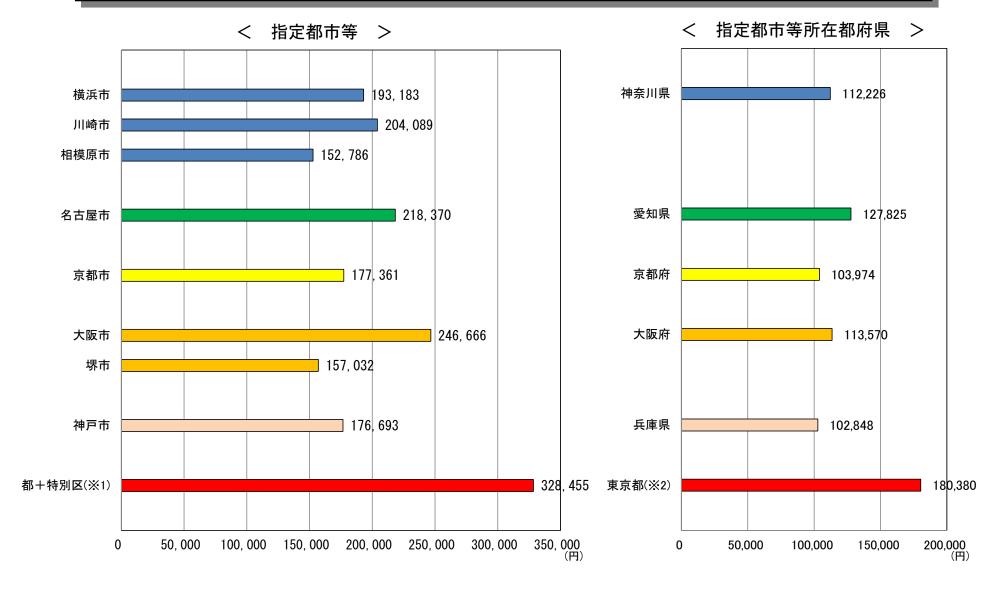
※5 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

### 指定都市等及び指定都市等所在都府県における一般財源に占める税収の割合(平成22年度決算)



- ※1「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債及び特別区財政調整交付金の合計額である。
- ※2 「特別区」は、一般財源に占める地方税及び特別区財政調整交付金の合計額の割合である。
- ※3 「東京都」は、一般財源(特別区調整交付金相当額を除く)に占める都税(都税として徴収した市町村税相当額を含み、特別区調整交付金相当額を除く)の割合である。

### 指定都市等及び指定都市等所在都府県の人口1人当たりの税収額の状況(平成22年度決算)



<sup>※1「</sup>都+特別区」は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額の人口1人当たりの税収額である。

<sup>※2「</sup>東京都」は、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を除いた人口1人当たりの税収額である。

# 所在都道府県内の市町村税収等に占める指定都市の割合(平成22年度決算)

都道府県	団体名	歳入					
加坦州东	四件石	<b>示义 ノ</b> へ	うち一般財源	うち市町村税	うち個人住民税	うち法人住民税	うち固定資産税
					(特別区民税)	(都民税)	) JIZXII
北海道	札幌市	26.5%	25.9%	40.2%	39.8%	45.4%	37.9%
宮城県	仙台市	40.9%	40.1%	55.0%	55.7%	71.1%	49.3%
埼玉県	さいたま市	18.6%	18.7%	20.4%	20.4%	29.6%	18.0%
千葉県	千葉市	17.8%	16.7%	17.9%	16.5%	26.4%	16.7%
	横浜市	42.6%	43.4%	43.4%	44.5%	47.5%	41.1%
神奈川県	川崎市	18.5%	16.6%	17.4%	17.3%	15.7%	17.4%
作示川东	相模原市	7.2%	6.9%	6.6%	6.6%	5.1%	6.6%
	3市計	68.2%	67.0%	67.4%	68.4%	68.3%	65.1%
新潟県	新潟市	27.9%	28.7%	37.1%	39.6%	41.3%	32.3%
	静岡市	19.4%	20.1%	20.1%	20.2%	22.0%	18.4%
静岡県	浜松市	20.0%	20.5%	19.9%	21.9%	20.4%	18.2%
	2市計	39.3%	40.5%	39.9%	42.1%	42.5%	36.6%
愛知県	名古屋市	36.4%	34.6%	35.6%	32.7%	50.3%	33.0%
京都府	京都市	60.9%	55.8%	61.9%	58.9%	70.1%	59.3%
	大阪市	43.1%	38.6%	41.2%	28.9%	64.2%	42.4%
大阪府	堺市	8.6%	8.9%	8.7%	9.2%	5.8%	9.0%
	2市計	51.7%	47.5%	49.9%	38.2%	70.0%	51.4%
兵庫県	神戸市	32.2%	29.0%	30.2%	29.3%	35.6%	28.8%
岡山県	岡山市	30.1%	31.6%	39.4%	41.6%	46.0%	35.6%
広島県	広島市	42.1%	37.9%	45.5%	46.6%	52.8%	41.3%
	北九州市	21.9%	20.8%	22.3%	19.4%	18.2%	23.2%
福岡県	福岡市	31.4%	29.0%	37.6%	35.2%	52.7%	34.7%
	2市計	53.3%	49.8%	59.9%	54.6%	70.9%	57.9%
熊本県	熊本市	30.3%	30.6%	47.1%	50.4%	50.6%	42.0%
東京都	都(特別区の存す る区域)+特別区	-	_	80.1%	74.0%	92.1%	79.7%

人口	面積
34.5%	1.3%
43.6%	10.8%
17.0%	5.7%
15.2%	5.3%
40.7%	18.1%
15.5%	5.9%
7.9%	13.6%
64.1%	37.6%
33.8%	5.8%
19.0%	18.1%
21.1%	19.4%
40.1%	37.6%
30.1%	6.3%
54.3%	17.9%
29.2%	11.7%
9.7%	7.9%
38.9%	19.6%
27.1%	6.6%
35.7%	11.1%
40.7%	10.7%
19.4%	9.8%
27.9%	6.9%
47.3%	16.7%
39.6%	5.3%
67.6%	28.2%

人口1人当たり
税収額の指数
116.4
126.0
119.8
117.5
106.5
112.5
84.2
105.2
109.9
105.5
94.3
99.6
118.4
114.1
141.0
89.8
128.3
111.5
110.5
111.7
115.2
134.5
126.6
118.8
118.5

- ※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額による割合である。
- ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税は国有資産等所在市町村交付金を含む。
- ※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。
- ※4「都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額による割合である。
- ※5 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
- ※6 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。
- ※7「人口1人当たり税収額の指数」は指定都市所在都道府県の人口1人当たり市町村税収額を100とした場合の当該指定都市の人口1人当たり税収額の指数である。